

犬猫のマイクロチップ情報登録システム構築費



【令和2年度要求額 160百万円（新規）】

指定登録機関において、犬猫の所有者情報の登録・変更等を担うシステム構築を行います。

1. 事業目的

犬猫のマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報を登録等を円滑に行うシステムを構築。

2. 事業内容

- 動物愛護管理法改正（令和元年6月の公布から3年以内に施行）により、所有者明示等の観点から、販売される犬猫については、マイクロチップの装着義務化が予定されている。
- マイクロチップ装着後、所有者に係る個人情報登録を指定登録機関に登録する必要がある。

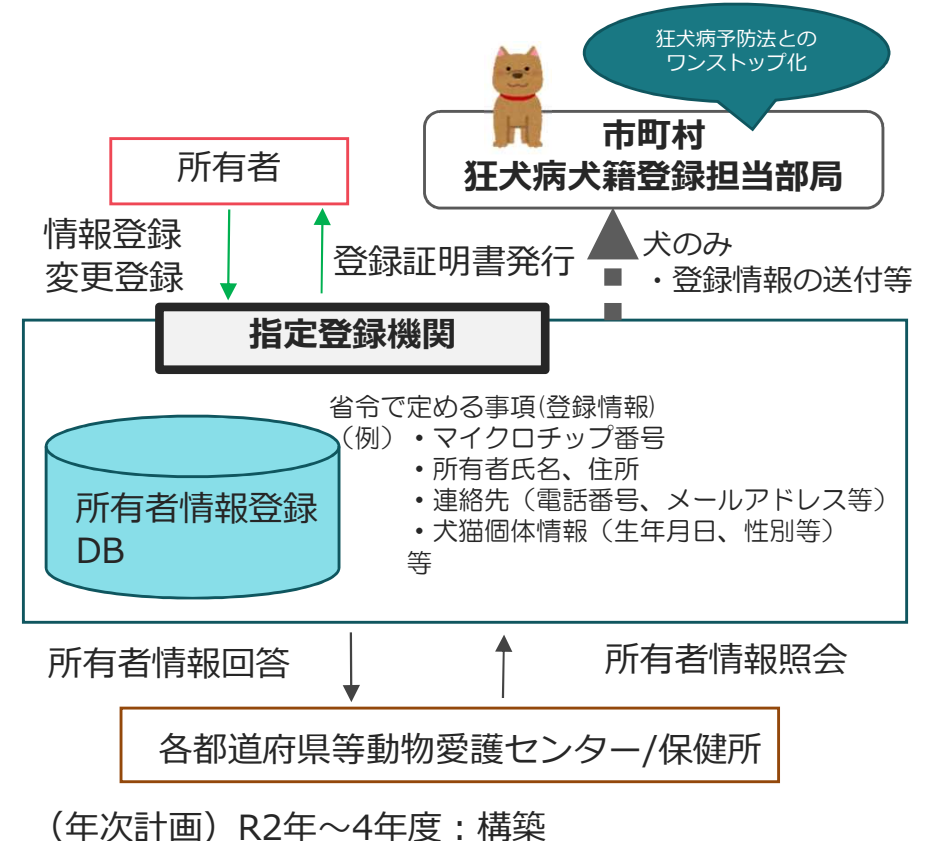
＜本システムを利用して行う業務＞

- 所有者情報の新規登録、変更登録
- 登録証明書の発行
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録制度とのワンストップ化
- 迷子になった犬猫の所有者情報の回答 等

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|-----------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者 |
| ■実施期間 | 令和2年～令和4年 |

4. システム構築イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 電話：03-3581-3351（内線6656）